第四千二百三十一号

平成二十八年十一月二十八日

次

目

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 右 保安林の指定解除予定...... 法律による自立支援医療機関の指定..... 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための サービス事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 結核予防補助金の基準...... 告 同 示 (河川砂防課) (障害福祉課) (保健衛生課) ... 保高 険 険 福 政 同 同 課 : 課祉 <u>`</u> : : :  $\equiv$  $\equiv$ 

公

同法第十条第二項の規定による公告..... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 文県 化生

建設業者の許可の取消し...... 県下 民地

局域

:

≕.

課活

:

≕.

収用委員会

公示による通知......

(監

理

課)

:

껃

示

告

青森県告示第七百三十号

条第一項の規定により平成二十八年度における基準を次のとおり定めたので、 |項の規定により告示する。 青森県結核予防補助金交付規程 (昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号) 第二 同条第

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

のいずれか少ない方の額とする。 補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額 欄に掲げる補助対象経費 (補助金の交付の対象となる経費をいう。) の実支出額又は 補助金の算定の基礎となる額は、 次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、 同表の下

	者の延べ数を乗じて得た額四の千七百四十円に医療機関で直接撮影を受けた
断に要する経費定により行う定期の健康診	を乗じて得た額ラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数三 五百三円に医療機関で一〇〇ミリメートルミ
第五十三条の二第一項の規(平成十年法律第百十四号)	数を乗じて得た額ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ
に対する医療に関する法律症の予防及び感染症の患者	二 四百七十五円に医療機関で七〇ミリメートルり間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
学校又は施設の長が感染	四百五十二円に医療機関でレンズカメラによ
補助対象経費	基準額

青森県告示第七百三十一号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"	"	丁目六の一	岬	指養質理	_ 	薬が局で
		八戸市岬台二	アイセイ	居宅療		'株 '式会 '社
<b>三平</b> ・成 か こう	<b></b>	の七 の七 日三丁目二〇	台薬ア 店局セ 山イ	指養居 導管宅 理療	東京都千代田区	薬ア株 局イ式会 イ社
月	月	所在地	名称	<b>■ 種</b> t	所在地又は住所 主たる事務所の	氏名 称 又は
廃止	国廃 止 出の	事業所	行居宅サー	I 居 ご宅 スサ	定居宅サービス事業者	指定居宅

### 青森県告示第七百三十二号

の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

	"	<i>II</i>	丁目六の一八戸市岬台二	店薬ア 局イ 岬セ 台イ	理療防介 指養居護 導管宅予	東京都千代田区	薬ア株 局イ式 セ会 イ社
•	<b>宗平</b> 成 ホ・高	<b>示平</b> ∴成 ·	台三丁目二〇 八戸市東白山	台薬ア 店局イ 白セ 山イ	理療防介 指養居護 導管宅予	の二 丸の内二丁目二 東京都千代田区	薬ア株 局イ式 セ会 イ社
	年月日	年届月日出	所 在 地	名称	種ビ 類ス の	所在地又は住所	氏名 称 又は
	廃 止	国廃 止 出の	行う事業所 ピス	事介業護を予	防介 サ護 I予	選予防サービス	事指定介護

# 青森県告示第七百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、 次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療)

を

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

アサヒ調剤薬局	名称
二東 〇 軽 郡 今	所
二〇 東津軽郡今別町大字浜名字中字	在
子中宇田一の	地
示平 完成 一	年指 月 日定

青森県告示第七百三十四号

り告示する。 通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

解除予定保安林の所在場所

九四の四から三九四の一六まで 三戸郡新郷村大字戸来字雨池三八〇の九から三八〇の一五まで、三八一の四、三

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

Ξ 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第七百三十五号

り告示する。 通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

三項の規定により公示する。

三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地三一の八 解除予定保安林の所在場所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

六 五 兀

平成二十八年十一月二十八日

水源の涵養 保安林を解除しようとする理由

保安林として指定された目的

Ξ

道路用地とするため

青森県告示第七百三十六号

三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

浜通急傾斜地崩壊危険区域

号を結んだ線は国道三三八号官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とす 柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱六 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標

# 標柱を設置した土地の表示

三 " 五の一六   二 東通村 白糠 赤平 五の四   標柱番号 市町村名 大字名 字名 地 番				
1 村名 大字名 字 名 地 五の一六	Ξ	=	_	標柱番号
1 村名 大字名 字 名 地 五の一六	"	"	東通	市
名 大字名 字名 地			村	町
一大字名   1   大字名   赤平   五の二六				村
字名字名字名				名
字名字名字名	"	"	白糠	大
データ 名 五の四 ・				字
名 五 " 五 の 一 六				名
五 " 五 の 地 一	"	"	赤平	字
六				名
番		"	五の四	地
				番

公 11 告

"

三 の 二 五の三

"

11

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

変更認証の申請があったので、 により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜の花トラストin横浜町

代表者の氏名

Ξ

主たる事務所の所在地 上北郡横浜町字林ノ脇七九の一二

兀

五 定款に記載された目的

町の菜の花をまもり育てることによって、自然環境の保全と地域の活性化に寄与す 搾油・販売活動を行い、横浜町の農家が、継続して生産できる体制をつくり、 この法人は、国内外の人々に対して、ナタネの作付け、農業体験活動、

菜種油の

建設業者の許可の取消し

ることを目的とする。

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

- 商号又は名称 有限会社エポックテクノ
- 代表者の氏名 白濱 克博
- Ξ 主たる営業所の所在地 むつ市中央二丁目二一の二六
- 許可番号 青森県知事許可 (般 二八) 第六〇〇〇〇号
- 取消年月日 平成二十八年十一月十日

五 兀

取消しに係る建設業の許可

んせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、 舗装工事業、 U

七 取消しの原因となった事実

ಶ್ により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

### 収 用 委 員

公示による通知

よる通知を行う。 書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第 六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十六条第二項の規定により次の

平成二十八年十一月二十八日

青森県収用委員会会長 赤 津

重

光

通知すべき書類の名称

通知を受けるべき者 審理の開始について (通知)

別表のとおり

Ξ 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

兀 その他

吾

とみなされます。 一の書類は、平成二十八年十二月十二日を経過した時をもって通知があったもの

別表

<b>佐</b>	
花	凩
	′⁄⁄⊔
住所不明 ただし、住民票の住所 北海道札幌市清田区北野7条2丁目17番20号 北野荘2	住 所

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 一 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行